

# 県立村松高等学校いじめ防止基本方針

## 1 はじめに

学校は、生徒にとって安全・安心なところでなければならない。しかし、現実問題、人間関係のトラブルはどの学校でも起きる。そのトラブルがいじめに発展する可能性は、どの学校にもある。「いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうる」という認識を全教職員が持ち、「いじめは、人権を侵害する行為であり、生命を奪いかねない行為であり、許されない行為である」ということを再確認し、いじめ防止に全力で取り組んでいく。

## 2 いじめの定義といじめ防止の基本方針

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしからかい、悪口や脅かし文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### (2) いじめ防止のための対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為であり、生徒の尊厳を損なう、決して許されない行為である。教職員は、いじめがどの子供にも、どの学校にも起こりうるものであることを認識するとともに、いじめの早期発見に努め、いじめを認知した場合は深刻化させないように迅速かつ適切に対処することが重要である。

また、生徒には、いじめを行わないことのみならず、いじめを認識しながらはやし立てたり、面白がったり、周辺で傍観したりすることが、いじめに間接的に加担する行為であることを自覚させ、すべての生徒が「いじめは決して許されない行為」であることを十分理解させるようにする。加えて、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であるとの認識を共有し、県、学校、家庭、地域、関係機関等が連携していじめ問題に取り組まなければならない。

### (3) いじめ防止のための取組

生徒をいじめに向かわせることなく、より良い人間関係を構築できるよう社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるため、次のような視点からいじめの防止に努めるものとする。

ア 学校の教育活動全体を通じ、すべての生徒に豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度、主体的に問題の解決に向かおうとする構えなど、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養い、「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。

イ すべての生徒が安心して学校生活を送ることができるように、生徒の「居場所づくり」を進めるとともに、生徒同士の「絆づくり」を通して、自己有用感や充実感を得られるようにする。

ウ 生徒がいじめを行う背景にあるストレス等の要因に着目し、その要因についての改善を図るとともに、生徒がいじめに向かわないようストレスに適切に対応できる力を育む。

エ いじめの問題への取組の重要性について保護者及び地域全体に認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

(4) いじめの早期発見

いじめに迅速に対処するには、早期発見が不可欠である。そのため、教職員はもとより、生徒や保護者、地域住民が日頃から「いじめ見逃しゼロ」の意識を共有し、いじめの早期発見に努めることが重要である。

また、法第23条を踏まえ、教職員や保護者は、生徒からいじめに係わる相談を受け、その事実があると思われるときは、いじめを受けたとされる生徒が在籍する学校へ通報するなど、可能な限り早い段階で、適切な措置を講じる必要がある。

(5) いじめへの対処

いじめの疑いを発見したり、通報を受けたりした場合、直ちに、いじめを受けたとされる生徒及びいじめの疑いを知らせてきた生徒の安全を確保することや、いじめを行ったとされる生徒に事情を確認した上で適切に指導することなど、組織的に行う。

また、いじめの認知を県教育委員会に報告し、指導の方向性や保護者や外部機関との連携、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用について相談したり、派遣を要請したりするなど、緊密に連携する。

(6) 家庭や地域との連携

いじめの疑いを発見し、通報を受けた場合には、虐待の恐れ等特別な事情がない限り、いじめを受けたとする生徒の保護者等に、いじめの態様等を説明し、見守りや支援を依頼するなど、連携を図る。

また、いじめを行ったとする生徒についても、いじめを認知した時点で同様の対応を行う。

(7) 関係機関との連携

いじめを行った生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合等において、関係機関と適切に連携して対処するため各機関の担当窓口の明確化や連絡会議の開催等、日頃から情報共有体制を構築しておく。

3 いじめの防止のための基本的な施策

(1) 基本的な取組

ア いじめの未然防止のための取組

① 「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合う学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。

② 教育活動全体を通して、生徒の自己有用感や自己肯定感を高め、規範意識と人間関係能力を高める。体験活動等との関連を図りながら道徳教育と人権教育の充実を図る。

③ 生徒一人一人が、他人の人権の大切さを認めあうことができるよう、いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心掛けるとともに、自分たちで人間関係の問題を解決できる力を育成する。

イ いじめ早期発見のための措置

① いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

生徒対象のいじめアンケート調査（7月、12月、随時）※実施後、5年間保存する。

② いじめ相談体制

スクールカウンセラーや教育相談員との連携を図る。

③ 教職員の資質向上

いじめ防止のための対策に関する研修を実施し、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

いじめを見抜く力を磨き、些細ないたずら、破損であっても、対応においては、丁寧にきめ細かに行う。

(2) いじめ防止等の対策のための組織

ア いじめ防止対策委員会（月1回定期開催、招集が必要な場合随時開催）

① 委員：教頭、いじめ対策推進教員、養護教諭、生徒指導主事、1学年主任、2学年主任、3学年主任

② 実施する取組

・未然防止対策

- 1 いじめの未然防止対策に向けての全体指導計画の立案
- 2 全体指導計画の実施状況の把握と改善
- 3 集団を把握するための調査の実施と結果の分析及び共有  
（生徒指導部、生徒支援委員会と協力）
- 4 校内研修会の企画及び立案  
（人権・同和教育推進委員会と協力）
- 5 要配慮生徒への支援方法決定  
（生徒支援委員会と協力）

・早期発見対策

- 1 いじめの状況を把握するためのアンケートの複数回実施と結果の分析及び共有
- 2 個別面談や聞き取り等による情報収集  
（担任、部活動顧問等）
- 3 情報交換による生徒の状況の把握と情報の共有

③ 取組の改善

本委員会において、県立村松高等学校いじめ防止基本方針を始めとした、いじめの問題への取組が計画的に進んでいるかどうかの評価等を行い、学校の取組が実効あるものとなるよう改善を図る。

イ 拡大生徒指導委員会（いじめが起きたとき、あるいはいじめの疑いがある事案が発生したときの対応のため必要が生じたとき随時開催）

① 委員：教頭、いじめ対策推進教員、養護教諭、生徒指導主事、生徒指導部員、1学年主任、2学年主任、3学年主任、学級担任、部活動顧問、生徒支援委員会、その他関係の深い教職員等  
（事案に合わせて選出する。）  
必要に応じて県教育委員会派遣の外部専門家等

② 実施する取組

・調査方法、分担等の決定

- 1 目的の明確化
- 2 行動の優先順位の決定
- 3 関係のある生徒への事実関係の聴取
- 4 緊急アンケートの実施
- 5 保護者への連絡（複数の教員で丁寧に対応する）
- 6 県教育委員会への報告
- 7 関係機関への連絡（必要に応じて、警察、福祉関係医療関係等）

・指導方針の決定、指導体制の確立

- 1 学校、学年、学級への指導、支援
- 2 被害者、加害者への指導、支援
- 3 観衆、傍観者への指導、支援
- 4 校内他分掌、委員会との連携
- 5 保護者との連携
- 6 県教育委員会との連携
- 7 関係機関との連携
- 8 地域（児童委員、民生委員、県中央福祉相談センター、各地児童相談所等）との連携等

4 いじめ発生時の措置

(1) いじめが疑わしい案件が発生した場合には、速やかに教頭、あるいはいじめ対策推進教員に報告する。

(2) 当該情報を基に、教頭は、いじめ防止対策委員会を開催する。必要に応じて拡大生徒指導委員会を開催する。

- (3) 当該情報を基に、委員会としての対応策を協議し、全教職員の共通理解を図る。
- (4) いじめをやめさせ、いじめを受けた生徒を確実に見守って保護する。また、必要に応じて別室の確保や関係機関からの支援を受ける。
- (5) いじめを受けた生徒の保護者に家庭訪問等を行い、事実関係と当面の対応を説明し、今後の学校との連携について保護者の理解を得る。
- (6) いじめを行った生徒に対して、いじめは人格を傷つける卑劣な行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育むよう指導するとともに、その保護者に対して学校との連携を継続し、保護者としての責任を継続的に果たすよう助言する。
- (7) いじめを見ていた、あるいは認知していた生徒に対して、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- (8) いじめに関係する保護者に対して、関係する情報と学校の対応を説明し、協力を得て、当該生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながらいじめの非に気付かせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを持てるよう指導する。
- (9) その他の生徒に対して、学級指導、学年集会、全校集会、部活動において関係する生徒とその保護者のプライバシー保護を配慮した上で当該事案の説明と指導を行う。
- (10) いじめに関係する生徒及び保護者に関わる情報を委員会で定期的に交換し、いじめの解消と再発防止を図る。
- (11) 犯罪行為として取り扱われるべき重大事案については、県教育委員会及び警察等と連携して対処する。
- (12) いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
  - ア いじめに係わる行為が止んでいること  
いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間が継続していること。相当の期間とは少なくとも3ヶ月を目安とする。さらに、長期の期間が必要であると判断した場合は、より長期の期間を設定する。相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた、いじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階でいじめ防止対策委員会において判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
  - イ いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを、本人及び保護者に面談等で確認し、認められること。

これらの要件が満たされている場合であっても、各教職員は、当該いじめのいじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒については、日常的に注意深く観察すること。

## 5 重大事態への対応

### (1) 重大事態の意味

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒が自殺及び、企図した場合</li> <li>・金品等に重大な被害を被った場合</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体に重大な障害を負った場合</li> <li>・精神性の疾患を発症した場合 等</li> </ul> |
|---|---|

イ いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（「相当の期間」：年間30日を目安）

ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により、迅速に着手する。また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等に当たる。

(2) 重大事態発生時の対応

- ア 重大事態が発生した場合には、直ちに基本調査を実施し、その結果を、県教育委員会に報告する。
- イ いじめの対処については、県教育委員会の指示と助言の下に、弁護士、医師等の外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として拡大生徒指導委員会が中心となり、学校組織をあげて行う。
- ウ 当該重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査については、県教育委員会の指示を受け学校組織をあげて行う。
- ① いじめを受けた生徒からの聞き取りにおいては、事情や心情を十分聞き取る。
- ・生徒が信頼する教師が複数で聴取に当たる。
  - ・いじめられた生徒、情報提供してくれた生徒を守ることを最優先することを伝える。
  - ・以下の点について答えられる範囲で聴取する。無理強いはいしない。
    - ・誰から（1対1 複数 グループ）
    - ・いつ頃から（どんなときに）
    - ・どんなことから（何のきっかけで）
    - ・どこで（教室 トイレ）
    - ・どんな方法で（暴力 無視 悪口 暴言）
- ② いじめられた生徒から聞き取りが不可能な場合
- ・保護者が信頼する職員が当たる。
  - ・当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に保護者に今後の調査について協議し調査に着手する。
  - ・調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する聞き取り調査等を行う。
- ③ いじめた生徒及び、周囲の関係生徒への聞き取り
- ・できるだけ複数の教員で行う。
  - ・加害生徒、周囲の関係生徒についても、生徒一人ずつから聴取する。
  - ・以下の点について答えられる範囲で聴取する。無理強いはいしない。
    - ・誰から（1対1 複数 グループ）
    - ・いつ頃から（どんなときに）
    - ・どんなことから（何のきっかけで）
    - ・どこで（教室 トイレ）
    - ・どんな方法で（暴力 無視 悪口 暴言）
- エ 当該生徒及びその保護者の意向を十分配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- オ いじめの重大事態に関する調査結果の公表については、事案の内容や重大性、いじめを受けた生徒や保護者の意向、公表した場合の生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。公表する場合、いじめを受けた生徒・保護者及び、いじめを行った生徒・保護者に対して、公表の方針を説明し、公表の方法及び内容を確認する。
- カ 調査後、当該生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、いじめを受けた生徒が不登校となっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行うこと。その際、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用する。
- キ いじめ防止対策委員会を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織をあげて着実に実践する。

附 則

- この基本方針は、平成26年7月25日に策定し同日から施行する。
- この基本方針は、平成30年4月27日から改正施行する。
- この基本方針は、平成31年1月28日から改正施行する。
- この基本方針は、令和元年5月24日から改正施行する。